

ID: 1019

担当部署: 議会事務局 庶務係

<b>処分の概要</b>	保有個人情報の訂正請求に対する訂正・不訂正の決定		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市議会の個人情報の保護に関する条例 第36条		
<b>例 規 番 号</b>	令和5年条例第11号		
<b>【根拠条文】</b>			
(訂正請求に対する措置)			
第36条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
<b>【基準】</b>			
条例第35条の規定による。			
(保有個人情報の訂正義務)			
第35条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	訂正請求があつた日から14日以内（名寄市議会の個人情報の保護に関する条例第37条）		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年7月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日